

Information...お知らせ

男女共同参画に関する
標語・写真を募集します。

家庭や職場で感じる男女共同参画に関する想いを
あなたの言葉や写真で伝えてみませんか。

例えば・・・

- ・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）
- ・男性が家庭や地域で豊かに生きる姿
- ・女性の活躍推進

などをテーマに

詳しくは、チラシまたはホームページをご覧ください。

<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2420/gender/>

提出先：〒238-8550 横須賀市小川町11番地
横須賀市役所 人権・男女共同参画課
メール we-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp
問合せ：電話 046-822-8228

募集要項

【内容】

- テーマ 「男女共同参画」
(1) 標語（5・7・5の型など）
(2) 写真（タイトル付き）

【応募資格】

市内在住・在勤・在学の方

【応募期間】

平成28年9月30日（金）まで

【応募方法】

標語・写真のいずれも応募用紙とともに提出。
応募用紙はチラシの裏面、市HPからダウンロード

- (1) 標語
応募用紙を使って、郵便またはメールで提出
- (2) 写真
応募用紙と共に、プリント紙（6切版またはA4版）か電子データ（JPEG形式）で提出。
電子メールの場合は、1通につき3MBまで。

※1人何作品でも応募可。
但し、応募作品は未発表の自作のものに限ります。
※応募作品は返却しません。
※応募作品の著作物使用に関する権利は市に帰属となります。

※その他詳細はチラシまたは市HPをご覧ください。

参考までに、平成27年度の入賞作品をいくつか紹介します。



「君といつまでも」共同参画は老後まで



たまにはパパと水入らず



パパの上から、はいチーズ！

生き生きと暮らす男女のハーモニー	多様性 認め男女が共に生き
参画であなたが変われば未来が変わる	肩車 パパと一緒に 保育園
イクメンで子供の成長 早く知る	

デュオよこすか

場 所 〒238-0041 横須賀市本町2-1(総合福祉会館5階)
電 話 046-822-0804
開館時間 月曜日～土曜日 9時～20時
日曜日 10時～17時
休 館 日 12月29日～1月3日(臨時休館あり)

女性のための相談室

女性が日頃から抱える悩みに女性相談員が応じます。
電 話 046-828-8177
一般相談 月・水・金 9時～16時(面談は要予約)
法律相談 原則第2火曜日
(予約制・女性弁護士対応)

発行/横須賀市 市民部 人権・男女共同参画課 〒238-8550 横須賀市小川町11 TEL046-822-8228
mail:we-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp HP:<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2420/gender/index.html>

◎この広報紙は12,000部発行し、1部あたりの印刷経費は10.42円です。
◎この広報紙は、グリーン購入法に基づく平成28年度横須賀市グリーン購入調達方針の判断基準を満たす紙を使用し、かつ印刷用の紙へのリサイクルに適した材料(Aランク)のみを用いて作製しています。

NEW WAVE

ニューウェーブ

42号
2016.7
発行

特集 横須賀市男女平等専門委員 望月由佳子弁護士に
お話を伺いました。

トピックス 女性活躍推進法が全面施行されました。

お知らせ 今年も男女共同参画に関する標語・写真を募集します。

馬堀海岸
国道16号線

～女性活躍推進とワーク・ライフ・バランス～

横須賀市男女平等専門委員 望月由佳子弁護士に お話を伺いました。



望月弁護士は、弁護士業務のほか、横須賀市をはじめとする様々な自治体で委員をされたり、男女共同参画社会を推進するための施設「デュオよこすか」で2か月に1度、女性のための法律相談の相談員をしたりと幅広く活躍されており、多忙な日々を過ごされています。そんな望月先生に、「男女平等専門委員※」や「女性活躍推進法」、さらにはご自身のワーク・ライフ・バランスなどについてインタビューしました。

わかりやすい相談例をあげると、

- ・会社が倒産して退職金が配られたが、その際に男性と女性で差別的な扱いをされた。
 - ・事業所内でセクハラされた。
 - ・家族間において人権侵害された。
- などがあげられます。

このような問題に直面しているみなさん、是非、個人で抱え込まずに、お気軽にご相談ください。

Q まずは「男女平等専門委員」について、ひとことお願いします。

私自身は平成26年度からこの職に就かせていただき、併せて横須賀市男女共同参画審議会の委員も務めています。

男女平等専門委員は、市の条例に基づいた制度ですが、委員自身は独立した公正かつ中立的な立場で相談に応じ、調査したり、意見を述べたりします。

Q 女性活躍推進法が全面施行されましたが、どのように受け止め、理解したら良いのでしょうか？

行動計画の策定は、労働者301人以上の事業主に義務付けられていますが、大企業や役所など、まずは大きいところから実施し、その取り組みを公表していくことで、それが啓発効果として隅々まで波及し、国全体が引っ張られていくような効果があるのではないのでしょうか。

※「男女平等専門委員」

横須賀市男女共同参画推進条例（第10条）に基づき、「性別による人権侵害の申出制度」が平成14年4月1日に設置されました。これは、1年以内に発生した次のような事案についての申し出に応じる制度です。

- (1) 男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる市の施策に対する不服
- (2) 性別を理由とした人権侵害に関わる苦情や相談

このような申し出があった場合、相談者と面談し、関係者の調査や必要に応じて、

- (1) 市の施策に対して…助言、意見表明、勧告
- (2) 私人間に関する事案…助言、是正等の措置要請を行うのが「男女平等専門委員」の役割となります。

【問い合わせ先】

横須賀市市民部人権・男女共同参画課
電話 046(822)8228

TOPICS …トピックス

4月から女性活躍推進法が施行されました！

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が平成27年8月28日に国会で成立し、平成28年4月から全面施行されました。これにより、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、労働者301人以上の企業は、下記の3点を行うことが義務づけられました。

※労働者300人以下の企業は努力義務

- ① 自社の女性の活躍状況の把握・課題分析
- ② 行動計画の策定、届出、周知、公表
- ③ 女性の活躍に関する情報の公開

取組の実施状況などが優良な事業主は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

この法律の施行によって、職業生活における男女間の格差が是正されるだけでなく、女性も男性も家事、育児や介護をしながら活躍できる職場環境が整備されることが期待されています。

なお、最新の女性活躍推進法の事業主(国や地方公共団体、民間企業等)の施行状況が発表されています。詳しくは、「内閣府 男女共同参画局」のホームページなどをご覧ください。

女性という性別を特定して取り上げることにについての賛否両論や、具体策がないなど否定的な意見もあるかもしれません。さらには潜在的な意識として「女性はそこまで仕事をしなくても良いのでは」といった雰囲気があるかもしれません。

それに対して、この法律で数値目標などを示したり、他社の取り組みを情報公開することで、社会全体が変わっていく、ボトムアップしていくきっかけになればと期待しています。役割とか数値目標があってはじめて実態が伴って来るところがありますしね。

Q ご自身のワーク・ライフ・バランスや子育てのことについてお聞かせください。

家族構成は夫と小学校高学年の子どもと私の3人家族です。

子どもがまだ小さく、夜遅くまでひとりにはできないため、おのずと帰る時間が決まります。夫も組織のなかでフルタイムで働いているため、相談をして、どちらかが早く帰って家事をしています。たとえば月曜日は私、火曜日は夫などといった感じです。

そのため、決められた時間までに仕事を終わらせることを常に意識しています。ただし、出来なかつ

た仕事は家に持ち帰ってやるのが実情であったりしますが…

Q 家事分担しているパートナーに対して何かおっしゃりたいことは？

お互いフルタイムの勤務なので、どうしても家事を完璧にこなすことはできません。子どもの習い事の送迎をファミリーサポートセンターに頼んだり、基本的にはどちらかが先に家に帰り、ひとりで家事をこなすのが我が家のスタイルです。男性と女性の役割を意識しては、仕事も生活もまわりません。

普段から家事をしているので、夫は何でもできますよ。味噌汁も作るし、魚も焼くし、煮物も作れます。こんなことまで言うと、夫に怒られそうですが(笑)、家事全般を抵抗なく分担する夫には本当に感謝しています。逆に夫が私に対して何か言いたいことがあるのではと推測しますが、怖くて聞いたことがありません。

Q 出産の時はどうされたんですか？

出産時は、司法修習生でした。ちょうど実務修習を実家近くのある地方都市で受けている時期だったので、3週間だけ休みをもらい出産し、両親や夫に

サポートしてもらって修習を続けました。弁護士登録後は横須賀で、男性弁護士が経営している事務所に勤務しました。当時、子どもは1歳になったばかりでしたが、子どもの急病時など配慮してもらえたので、大変感謝しています。

Q 同じような出産や子育て経験をされている女性弁護士さんはいらっしゃいますか？

今、横須賀市には47人の弁護士がいて、女性はそのうち6人です。6人中5人は子育て中又は子育て経験者ですので、子育てと弁護士を両立させてきた、まさにワーク・ライフ・バランスを実践されている皆さんだと思います。

Q ワーク・ライフ・バランスという言葉はだいぶ社会に浸透してきたように思いますが、どのようにとらえていらっしゃいますか？

ワーク・ライフ・バランスは男性、女性に関わらず社会全体にとって大事なことだと思います。特に男性にとっては難しい状況に直面されている方もたくさんいらっしゃると思います。男性のワーク・ライフ・バランスが実現できていけば、自然と男性も子育てや家事に参加されるのではないのでしょうか。ワーク・ライフ・バランスの実現には、個人ひとりひとりの考え方も大切ですが、それ以上に、社会が変わっていかねばいけないと思います。

社会の仕組みとして、子育てや家事、介護などにも男女を問わず参加できるような仕組みを作ることが大事だと思います。

Q 男性の意識もだいぶ変わってきたように思いますが？

そうですね。男性が育児休暇や介護休暇をとることも多くなり、意識も変わってきていると感じます。弁護士の世界でも、「毎朝、保育園に子どもを送ってから出勤します」という男性弁護士や育休をとった男性検察官などもあります。

Qあとは社会の仕組みづくりでしょうか？

はい。でも現実には、まだまだそれを許さない労働環境があることも事実だと思います。

男性もなるべく仕事一辺倒でない環境を作ってい

けたら、自然と家庭に目をむけることができるでしょう。一方、女性は女性だからと社会で活躍することにあまり躊躇せず、積極的に社会で活躍することが、ひいては、男性のワーク・ライフ・バランスにもつながるかもしれないですね。

本当の意味での男女共同参画とは、仕事も家のことみんな女性だからとか、男性だからというより、それぞれがやるべきことをやる、やりたいことをやる、仲間やパートナーと協力していくことで自然とバランスがとれていくのだと思います。たぶんそのバランスも人それぞれなんでしょうけど…



Q 専業主婦も男女間の話し合いのうえで、それが最も望ましいとなれば、それもひとつのワーク・ライフ・バランスのかたちになるのでしょうか？

家事に専念したい女性と家事を任せたい男性が互い納得し役割分担しているのですから、もちろん、ワーク・ライフ・バランスのひとつです。パートナーは、たぶんお互いお互いをうまくバランスをとるものがあって成り立つのでしょうから。

いわゆる「専業主婦」の役割は、家事・育児・介護・地域活動と仕事に負けず劣らず多岐にわたりますから。

—編集後記—

今回のインタビューをとおして、望月弁護士のしなやかな考え方に触れ、とても参考になりました。ひとりひとりが、男性として、女性として、と肩肘はらずに、自然体で、自分のやりたいことをやり、パートナーと協力していく、そのバランスをとることができれば、きっと社会全体の意識、理解も深まっていくのではと感じました。

望月弁護士、ありがとうございました。